令和5年2月定例会議提出案件資料(追加)

当初追加

名称	内		容		
新型コロナウイルスワクチ ン接種事業費	補正額	補 正 額 723,434 千			
4 衛生費	□±₩ ≠ → ⇒□	国県支出金	市債	その他	一般財源
1 保健衛生費 2 予防費	財源内訳 	千円 723,403		千円 31	
【新型コロナウイルス感染 症対策室】	〔事業目的〕 新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費			費	
	 経費内訳〕 事務費等 補助員報酬 看護等報償金 医師等報償金 野備等委託料 2,079千円 2,079千円 110,911千円 管理等委託料 613千円 連搬等委託料 シスウと等委託料 大ラシ等新聞折込業務委託料 大ラシ等新聞が選挙の 大り渡替序奏を託料 大ります 大				
	〔主な対象者等〕 対象者 人数			数	
	○令和5年 ・65歳以 ・基礎疾 従事者	春開始接種	医療・介護 ! 歳)	約	37,000人
	○令和5年 ・5歳以	秋開始接種 上の者		約1	11,500人
	○小児接種 ・5~11	(1~3回目 歳の者)	延べ約	13,000人
	○乳幼児接 ・生後 6	種(1~3叵 か月~4歳の	目) 者	延べ約	10,000人
		令和5年4月1 者及び初回接種			和4年秋開

新型コロナウイルスワクチン接種事業

健康増進課新型コロナウイルス感染症対策室

新型コロナウイルスワクチン接種事業は、予防接種法並びに新型コロナウイルス 感染症に係る臨時の予防接種実施要領等に基づき実施してきた経過にある。

今般、国より特例臨時接種期間を1年間延長し、接種を継続する方針が示されたことから、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの接種に要する経費について予算計上するもの。

1 国の検討経過

令和5年2月22日 厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会

国事務連絡「市町村は順次必要な準備を進めること」

3月7日 厚生科学審議会 予防接種・ワクチン分科会

- ・今後の接種の法令改正を了承
- ・接種概要は2のとおり

2 接種概要

(1) 特例臨時接種期間

令和3年2月17日(水)~令和6年3月31日(日) ※ 予防接種法に基づき令和5年4月1日から1年間延長

(2) 接種スキーム

			3 月) _[]	
令和5年3月7日 国事務連絡		令和4年度	令和5年度		
		「秋開始接種」(1回)	「春開始接種」	「秋開始接種」 (1 回)	
	65 歳以上			接種対象	
12歳以上	基礎疾患あり・ 医療従事者 等	接種継続	接種対象		
	上記以外		接種対象外		
5~11歳	基礎疾患あり		接種対象		
(小児)	上記以外	接種継続	接種対象外 未完了者は継続	接種対象	
生後	26か月~4歳 (乳幼児)	接種対象			
初回 (未接種	接種未完了者 または1回接種者)	接種対象			

「使用ワクチン】

- ・「令和4年秋開始接種」及び「令和5年春開始接種」:オミクロン株対応2価ワクチン
- ・「令和5年秋開始接種」:流行状況を踏まえ選定
- ・「乳幼児接種」及び「初回接種」:従来型ワクチン

3 事業費

○ 歳入予算 723,434 千円

(内訳)

- ・新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金等(10/10)
- ·雇用保険料(会計年度任用職員自己負担分)

○ 歳出予算 723,434 千円

(内訳)

(1 1 H/ ()		
事務費等		82,034千円
・会計年度任用職員に係る給与等	31,370 千円	
・職員時間外勤務手当	14,514 千円	
・健康被害調査委員会委員報償金	690 千円	
・手話通訳報償金	420 千円	
・旅費	304 千円	
・需用費	6,496 千円	
・役務費	19,691 千円	
・使用料及び賃借料	8,449 千円	
・備品購入費	100 千円	
補助員報酬		4,980千円
看護師等報償金		900千円
医師等報償金		945 千円
委託料		632,829 千円
・警備等委託料	2,079千円	,

荷々(ナナ・ケケーエ・ニイ・ハハ)	2 070 七田
・警備等委託料	2,079 千円
・運営等委託料	110,911 千円
・管理等委託料	613 千円
・運搬等委託料	11,367 千円
・システム改修等委託料	2,475 千円
・チラシ等新聞折込業務委託料	506 千円
・会場設営等委託料	7,923 千円
・医療資材廃棄物処理業務委託料	208 千円
・予防接種等委託料	485,870千円
· 通知書作成業務委託料	10,877 千円

工事費 486 千円 扶助費 1,260 千円

4 令和5年度の主な予定

令和5年4月下旬~ 「令和5年春開始接種」に係る接種券発送

5月8日 「令和5年春開始接種」開始

8月中旬~ 「令和5年秋開始接種」に係る接種券発送

9月上旬 「令和5年秋開始接種」開始

〈参考〉接種状況(令和5年3月6日現在)

○全人口に対する接種率 ※オミクロン株対応2価ワクチン接種

団体	接種率(%)	
本市	51.1	
福島県	53.7	
国	44.1	

○年齢別接種状況(本市)

接種の種類	年齢	接種率(%)	備考
オミクロン株対応	65 歳以上	77.3	3~5回目
2価ワクチン接種	12~64 歳	45.5	接種の合計
小児接種	5~11歳	18.8	3回目接種
乳幼児接種	生後6か月~4歳	1.4	10 凹口按性

令和5年2月定例会議提出案件資料(追加)

当初追加

<u> </u>			
名称	内	容	
庁内情報化推進事業費(マ イナポイント事業)	補 正 額 5,132 千円		
2 総務費 1 総務管理費 3 情報管理費	国県支出金 財源内訳 千円 5,112	市債 その他 一般財源 千円 20	
【情報統計課】		Rが令和5年2月末から令和5 とによるポイント申請サポート	
	 〔経費内訳〕 事務費等 補助員報酬	2,642 千円 2,490 千円	

マイナポイント申請期限の延長に伴うマイナポイント申請サポート窓口の延長について

情報統計課

これまで本市では、マイナポイント(以下「ポイント」という。)の申込手続ができない方が、ポイント申込期限である「令和5年2月末」までに申込みができるように、庁舎内でのポイント申請サポート窓口の設置をはじめ、商業施設での出張サポート等を行なってきた。

こうした中で、国は令和4年12月20日に、「ポイント第2弾の対象となるマイナン バーカードの申請期限を「令和4年12月末」から「令和5年2月末」まで延長すること を公表した。

これに続き、国は令和5年2月17日に、ポイントの申込期限を「令和5年2月末」から「令和5年5月末」まで延長することを決定、公表したところであり、引き続き市民の皆様が円滑にポイントの申込手続を行うことができるよう、令和5年5月末まで、ポイント申請サポート窓口の設置を延長する。

1 ポイント申請サポート窓口の設置

- (1) 設置場所 栄町第二庁舎2階
- (2) 開設時間 午前8時30分から午後5時
- (3)人員体制 会計年度任用職員9名 令和5年5月末まで雇用 内訳 4名(午前8時30分~午後4時30分)5名(午前9時15分~午後5時15分)
- (4)受付人数 1日当たり約200人
- (5) 設置期間 令和5年5月末まで延長

2 市民への周知

- (1) 市政だより(令和5年5月1日号)、市公式ホームページ及びSNS等
- (2) マイナンバーカード交付時のチラシ配布による周知

3 令和5年度のポイント申請サポート窓口設置の延長に伴う経費

5, 132千円

内訳

①事務費等 2,642千円

補助員期末手当1,494 千円補助員共済費774 千円補助員通勤手当125 千円消耗品費220 千円モバイルルータ通信費29 千円

②補助員報酬 2.490千円

4 財源

①個人番号カード交付事務費補助金 5,112千円 ②雇用保険料(本人負担分) 20千円

